

蔵書管理システム使用契約

公募型プロポーザル募集要項

令和8年4月

八潮市教育委員会
教育総務課

1 目的

この要項は、蔵書管理システム使用契約（以下「本発注案件」という。）を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手順及び方法について必要な事項を定めるとします。

2 発注案件概要

(1) 発注案件名

蔵書管理システム使用契約

(2) 本発注案件内容

別添「蔵書管理システム使用契約発注仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 使用期間

令和8年7月1日から令和13年6月30日まで

ただし、上記の使用期間の開始日に、仕様書に定める要件を満たすシステムの使用を開始できない場合で、1ヵ月以内の遅延によりシステムの使用を開始できるときは、事前に発注者にシステム使用開始可能日を通知し了承を得たうえで、使用期間の開始日を変更できるものとする。

(4) 実施形式

公募型

(5) 支払条件

(3) に定める使用期間の開始後、月払いとします。

3 応募資格

応募できる者は、「蔵書管理システム使用契約事業者公募参加申請書」（様式第1号。以下「公募参加申請書」という。）提出の時点において、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

(1) 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者又は事実上経営に参加していない者であること。

(6) 契約先業者の決定までの間において、「八潮市建設工事等の契約に係る

指名停止等に関する基準」に基づく指名停止及び「八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱」に基づく指名除外措置を受けていないこと。

(7) その他法令等に違反していないこと。

(8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に本発注案件を履行できる者であること。

(9) 八潮市指名競争入札参加資格のうち、物品等業種の登録を有すること。
(登録する業種の細目は問わない。)

ただし、登録を有しない場合においては、別紙1「参加資格確認申請提出書類一覧」に定める書類を4月27日(月)午後5時15分までに教育総務課窓口へ提出し、発注者の事前の承認を得ることにより、本発注案件に限り応募することができる。

この場合においては、上記の提出期限を踏まとうえて、事前に書類の提出について発注者へ個別に問い合わせ、提出書類の様式の入手方法、提出書類に不備があった場合の取扱い等の詳細について、発注者に確認すること。

別紙1「参加資格確認申請提出書類一覧」に定める書類の提出があったときは、発注者は審査のうえ、4月30日(木)までに審査結果について書面により通知する。

また、審査結果の通知までの間、本プロポーザルに参加しようとする者は、本募集要項に基づき、本発注案件に関する質問、申請書類の提出等を行うことができるものとするが、審査結果が不承認となった場合は、質問に関しては回答せず(すでに回答済みであったときは、質問及び回答を削除する)、申請書類を受理済みであったときは、これを返却するものとする。

なお、この発注者の承認は、本発注案件に限り応募資格の有無について個別に判断するものであり、かつ、申請書類の提出状況等の手続きの進捗によらず、発注者の承認又は不承認に関する異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできないものとする。

4 候補者の選定に係る事項

(1) 選定方法

蔵書管理システム使用契約受託候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、事業者より提出された申請書等による書類審査及びプレゼンテーションを行い、別紙2「蔵書管理システム使用契約公募型プロポーザルに係る審査評価表」に基づき総合的に審査し、契約候補者(以下「候補者」という。)となる事業者を選定します。

審査日については、別途、各プロポーザル参加者に連絡します。

なお、審査の結果、いずれのプロポーザル参加者も、契約候補者として選定することが適切ではないと判断された場合は、発注者は本募集要項に

よる候補者の選定を取り止めるものとします。

この場合において、プロポーザル参加者は、候補者の選定の取り止めに関して、異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできないものとします。

また、「他自治体における同種業務実績」（様式第2号）に記載できる業務実績の件数は3件までとしますが、記載された実績を評価対象とするため、より本発注案件の内容に近い実績であること等を考慮して、業務実績を選定し、記載してください。

なお、同種業務の定義は次のとおりとします。

【同種業務】

※令和3年4月1日から本発注案件への公募参加申請書の提出日までの間に、地方公共団体と契約を締結し、かつ、正常に契約を履行中又は履行を完了した蔵書管理システムの使用契約で、同一自治体内の小中学校5校以上において蔵書管理システムを導入した契約であること。

(2) 見積金額に関する候補者への確認及び協議

本発注案件の事業者公募に係る提出書類として、「見積書」（様式第4号）を提出していただきますが、発注者は、この見積書に記載された見積金額及びその内訳について候補者に確認及び協議を行い、契約の締結に際しては、発注者と受注者との間で、見積金額及びその内訳について合意することを必要条件とします。

合意に至らなかった場合は、審査において当該候補者の次点にある者を新たに候補者（以下この号において「候補者の繰り上げ」という。）とし、次点にある者がいない場合は、発注者は本募集要項による候補者の選定を取り止めるものとします。

なお、この場合において、プロポーザル参加者は、候補者の繰り上げ又は選定の取り止めに関して、異議申し立て、発注者に対する損害賠償請求等を行うことはできないものとします。

(3) 選定結果と公表

事業者の決定は、令和8年5月下旬を予定しており、選定結果は各プロポーザル参加者に文書で通知します。

また、本発注案件のプロポーザルに参加し、選定結果について文書での通知を受けた提案業者から、本発注案件に係る契約の締結後に情報提供の希望があった場合は、以下の項目について情報提供を行います。

なお、情報提供は電子メールにより行います。

【情報提供を行う項目】

- ①プロポーザルの参加業者数
- ②契約先業者名
- ③契約金額
- ④契約先業者の評点の合計値
- ⑤情報提供希望のあった業者の評点の合計値
- ⑥情報提供希望のあった業者の全体順位
- ⑦提案項目ごとの契約先業者との評点の優劣（評点は情報提供しません。）
- ⑧最も評点の高い業者と契約を締結しなかった事実があった旨（当該事実があった場合のみ。）

5 提出書類等

(1) 提出書類

別紙3「蔵書管理システム使用契約事業者公募に係る提出書類一覧」のとおり。資料についてはA4サイズで印刷してください。

(2) 提出部数

正1部、副7部（副は複写可）の計8部を提出してください。

※提出書類等に記載された個人情報については、事業者選定の目的以外には使用しません。

※申請者は、書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したものとみなします。

6 申込み及び受付

(1) 募集要項

八潮市ホームページからダウンロードしてください。（紙媒体の配布は行いません。）

(2) 質問の受付

本発注案件の内容については、仕様書に定めるところにより質問し、その質問に対し発注者より回答します。

なお、本募集要項に関する事、各校の一般的な環境に関する事等の本発注案件に関するその他の質問についても、同じく仕様書に定めるところにより質問してください。

ただし、審査内容や評価項目に関する質問については回答しません。

7 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和8年4月21日(火)から
令和8年5月8日(金)まで
(土・日・祝日を除く)

【持参の場合の受付時間】

午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分まで

- (2) 受付場所 八潮市教育委員会教育総務課

- (3) 提出方法 申請書類は、教育総務課へ持参又は郵送してください。

【郵送の場合】

〒340-8588

埼玉県八潮市中央1-2-1

八潮市教育委員会教育総務課 あて

*郵送による場合は、令和8年5月8日(金)午後5時15分までに必着としてください。(期限を過ぎて到着した申請書類の受付はしません。)

*受付期間を過ぎたものは受理しません。

*受注者の決定の如何を問わず、提出された書類等は返却しません。

*受注者の決定後、発注者による本発注案件に関する説明等に際し、受注者より提出された書類等を使用することがあります。

8 申込みの辞退

申込み書類を提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式第5号)により申し出てください。

なお、辞退の理由の如何を問わず、プロポーザルへの参加を辞退することにより、市発注案件の今後の受注等に際し、不利益な取り扱いを受けることはありません。

9 その他

- (1) 本プロポーザルは、参加者が1者であっても選考を実施する。
- (2) 本発注案件に関するプロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。プロポーザルによる業者選定が中止又は延期等された場合においても、参加者は異議申し立てをすることはできず、また、それまでに要した費用を当市に対し請求するなど、損害賠償請求等を行うことはできない。
- (3) 本発注案件に関するプロポーザルへの参加に際し、参加者から提出された書類、参加者のプレゼンテーションの内容等について、不備、虚偽、誤解を招く

記載及び説明等が認められたときは、その者を参加者から除外する。この場合において、その者は異議申し立てをすることはできず、また、それまでに要した費用を当市に対し請求するなど、損害賠償請求等を行うことはできない。

- (4) 本プロポーザルによる受注予定者の決定後においても、以下の場合には当該決定を取り消す場合があり、受注予定者は、既に要した費用の弁済等を求めることはできないので十分注意すること。

ア 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認められるとき。

イ 予定していたスケジュールから大幅な遅れが生じるとき又は生じる恐れがあると発注者が認めたとき又は事業実施の目処が立たなくなったと発注者が認めたとき。

ウ その他の事情により、本発注案件の遂行が困難であると発注者が認めたとき。

- (5) 提案書作成のため八潮市から入手した資料は、提案書等の作成以外の目的で使用することはできない。

- (6) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、必要に応じて市が別途定めるものとし、本プロポーザルに参加する者はそれに従うものとする。

10 実施スケジュール

募集要項・仕様書の市ホームページへの掲載の開始	令和8年4月21日（火）
質問の受付	令和8年4月21日（火）から 令和8年5月1日（金）まで
申請書類の受付	令和8年4月21日（火）から 令和8年5月8日（金）まで
質問に対する回答期日	令和8年5月7日（木）
審査（書類・プレゼンテーション）	令和8年5月13日（水） 発表時間：30分程度（プレゼン20分以内、質問回答10分以内） ※詳細な時間等は別途個別に通知します。
受注予定者の内定・契約締結	令和8年5月下旬

11 問い合わせ先

八潮市中央一丁目2番地1

八潮市教育委員会

教育部 教育総務課 施設管理係（市役所本庁舎4階）

電話 048-996-2111（内線171）

FAX 048-998-0828

メールアドレス kyoikusomu@city.yashio.lg.jp